

# 鉄道利用運送事業コンテナ貨物運賃料金

2020年 5月1日実施

別紙1

## I 運賃料金の種別及び額

(※1) 10トンコンテナ貨物には31フィートコンテナを含みます。

1. 基本運賃料金

(1) 基準料率表

ア. 第一種利用運送事業(駅託貨物又は駅留貨物) (単位:円)

種別	5トンコンテナ貨物	10トンコンテナ貨物(※1)
発送料 または 到着料	1個につき  600	  1,190
鉄道運賃料金 利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金による。		

イ. 第二種利用運送事業(集貨付き貨物又は配達付き貨物) (単位:円)

	東京都区内及び大阪市内に所在する駅		政令指定都市(大阪市を除く)に所在する駅		その他に所在する駅		
	5トンコンテナ貨物	10トンコンテナ貨物(※1)	5トンコンテナ貨物	10トンコンテナ貨物(※1)	5トンコンテナ貨物	10トンコンテナ貨物(※1)	
発送料 または 到着料	10kmまで	12,170	23,140	10,970	21,090	10,380	19,770
	20kmまで	14,930	28,420	13,730	26,370	13,140	25,050
	30kmまで	17,690	33,700	16,490	31,650	15,900	30,330
	40kmまで	20,450	38,980	19,250	36,930	18,660	35,610
	50kmまで	23,210	44,260	22,020	42,210	21,420	40,890
	60kmまで	25,490	48,460	24,290	46,410	23,700	45,090
	70kmまで	27,770	52,660	26,570	50,620	25,980	49,300
	80kmまで	30,050	56,860	28,850	54,820	28,250	53,500
	90kmまで	32,320	61,070	31,120	59,020	30,530	57,700
	100kmまで	34,600	65,270	33,400	63,220	32,810	61,900
	101km から	10kmまでを増す ごとに1,690	10kmまでを増す ごとに3,120	10kmまでを増す ごとに1,690	10kmまでを増す ごとに3,120	10kmまでを増す ごとに1,690	10kmまでを増す ごとに3,120
鉄道運賃料金 利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金による。							

(2) 割増及び割引率表

ア. 割増率表

種別	内容		割増率	
発送料 または 到着料	品目 割増	ア. 火薬類	10割	
		危険品イ. その他(ア以外で日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの(放射線物質を除きます。))	3割	
		貴重品 日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの	5割	
		ばら物 作業困難なもの	3割	
		汚損品等 注. 1に掲げる貨物で作業上いちじるしく身体衣類を汚損するもの及び身体に危害を及ぼすおそれのあるもの	3割	
		数物 ア. 5トンコンテナ貨物1個当たりの積載個数が350個以上のもの イ. 10トンコンテナ貨物1個当たりの積載個数が700個以上のもの	1割 1割	
冬期作業	A地区(別表の適用駅)	加算額 5トンコンテナ	1,200円	
		加算額 10トンコンテナ(※1)	2,180円	
		B地区(別表の適用駅)	加算額 5トンコンテナ	2,180円
			加算額 10トンコンテナ(※1)	4,140円

- 注. 1 (汚損品等貨物)
- 黒鉛、ダライ粉、かす類(水分を含んだものに限ります。)
  - 鯨魚、塩魚、塩類(焼塩及び食卓塩を除きます。)
  - 染料、顔料、塗料、硫酸ナトリウム、鉱油とタール類、ガラス屑、モルタル
  - まくら木で薬品を注入したもの、パルプ(乾燥不十分のものに限ります。)
  - 汚損品類(日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの)

イ. 割引率表

種別	割引率
発送料 または 到着料	一貫パレチゼーション 1割
	コンテナ通運デポ扱貨物 1割

ウ. 積込料および取卸料

	上限	下限
1時間あたり	10,000円	1,000円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受  
※作業員1人あたりの料金

エ. 待機時間料

	上限	下限
30分を超える場合において30分までごとに	3,500円	1,000円

2. 附帯料金率表 (単位:円)

種別	料率
品代金取立料	発送、到着ごとに1個につき 10,000円まで 10,000円を超えるものは10,000円までを増すごとに 610 350
着払手数料	発送、到着ごとに1個につき 30,000円まで 30,000円を超えるものは5,000円までを増すごとに 690 100
移送料	30メートルを超えるものにつき 5トンコンテナ貨物 1個につき 1,000
	30メートルまでを増すごとに 10トンコンテナ貨物(※1) 1個につき 1,980
保管料	利用する鉄道の定めるコンテナ貨物料金表のコンテナ保管料によります。
指図書手数料	1件につき 610
証明書発行手数料	1通につき 520
貨物の荷造り	1時間あたり 上限: 7,000 下限: 1,000
仕分け	1時間あたり 上限: 7,000 下限: 1,000
検収及び検品	1時間あたり 上限: 7,000 下限: 1,000
横持ち	1時間あたり 上限: 7,000 下限: 1,000
縦持ち	1時間あたり 上限: 7,000 下限: 1,000
棚入れ	1時間あたり 上限: 7,000 下限: 1,000
ラベル貼り	1時間あたり 上限: 7,000 下限: 1,000
はい作業	1時間あたり 上限: 7,000 下限: 1,000

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受 ※作業員1人あたりの料金

3. 消費税導入に伴う運賃料金の加算(免税対象となる取引は除く)
- 運賃料金総額 × 消費税法等に基づく税率

## II 運賃料金の適用方

- (適用範囲)
- この運賃料金は、コンテナ貨物を鉄道を利用して運送する業務及びこれに附帯する業務を行う場合に適用します。
- (運賃料金の種別)
- 基本運賃料金の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。
    - 第一種利用運送事業の発送料または到着料は、鉄道への託送または鉄道から受取る場合に適用します。
    - 第二種利用運送事業の発送料は、発駅において取扱、集貨の各業務を、到着料は、着駅において取扱、配達各業務を行う場合に適用します。
    - 鉄道運賃料金は、発駅から着駅までの運送区間に対して適用します。

- (運賃料金の割増)
- 運賃料金の割増の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。
    - 品目割増  
貨物が割増品目に該当する場合は、発送料および到着料に対して品目割増を適用します。この場合、貨物の品目は、原則として「日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表」によります。
    - 冬期作業割増  
別表(冬期作業割増)に定められた適用駅において、集貨または配達業務を行うもので、12月1日から翌年3月31日までに受託する貨物に対し、それぞれ所定の割増額を加算します。

- (運賃料金の割引)
- 運賃料金の割引の適用方は、次のとおりとします。
    - 一貫パレチゼーション貨物の割引  
一貫パレチゼーション貨物の割引は、荷主庭先において、荷主の保有する荷役機械によりパレットに積載された貨物のコンテナへの取入れまたはコンテナからの取出し作業を行う場合に限り、発送料または到着料に対して適用します。
    - コンテナ通運デポ扱貨物割引  
日本貨物鉄道株式会社の貨物運送約款に掲げるコンテナ通運デポ扱のものについては、発送料または到着料に対して適用します。

- (積込料及び取卸料)
- 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。
    - コンテナにおける貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担に行います。
    - 作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。
    - 積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。

- (待機時間料)
- 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

- (運送料金計算の基礎)
- 運賃料金計算の基礎は、次のとおりとします。
    - 集配距離  
集配距離は、取扱駅を基点または終点として荷主の指定する場所までの間の通常走行する経路の実キロ程によります。
    - 取扱駅適用の特例  
川崎貨物、新座貨物ターミナルおよび越谷貨物ターミナルの各駅に発着するコンテナ貨物で、集貨及び配達先が東京都区内となるものについては、東京都区内に所在する駅に適用される料率となります。また、大阪貨物ターミナル駅、吹田貨物ターミナル駅に発着するコンテナ貨物で集貨および配達先が大阪市内となるものならびに大阪市内を通過するものについては、大阪市内に所在する駅に適用される料率によります。
    - 政令指定都市  
政令指定都市とは、地方自治法252条の19第1項の規定により、政令で指定された都市をいいます。
    - 鉄道運賃料金  
鉄道運賃料金は、利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金によります。

- (運賃料金の計算方)
- 運賃料金の計算方は、次によります
    - 運賃料金は、コンテナ1個ごとに計算します。
    - 第一種利用運送事業の運賃料金および第二種利用運送事業の運賃料金は、基準料率表に掲げる発送料および到着料と鉄道運賃料金を合算したものとします。ただし、第二種利用運送事業において集貨または配達業務のいずれかを行わない場合は、発送料または到着料を低減します。
    - 発送料または到着料の計算方は、次によります。
      - 基準料率表の発送料または到着料については、基準運賃に加減した上で、上限100%、下限50%の範囲内で計算します。

- イ. 割増率または割引率を適用する場合は、前号の金額(端数処理を行わない金額)に対し、それぞれ所定の率を乗じた金額を加減して計算します。なお、この所定の率は低減することができます。
- ウ. 冬期作業割増を除く割増率で、2種以上の割増率が重複する場合は、相互に合算することなく、そのうちの最も高い割増率によります。
- エ. 割増率の異なる貨物を積載している場合(割増率を適用する貨物と割増率を適用しない貨物を積載している場合を含む)は、そのうちの最も高い割増率によります。
- オ. 2種以上の割引率が重複する場合は、そのうちの最も高い割引率によります。
- カ. 割増率と割引率が重複する場合は、割増率と割引率を相互に加減した後、イ. による計算を行います。
- キ. 前各号により計算した金額の100円未満の端数は、100円に切り上げます。
- (4) 鉄道運賃料金は、利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金によります。

- (実費負担)
- 貨物を取扱うため、特別の施設を必要とする場合、または特別の負担、もしくは特別の作業(異種の運搬具を併用する場合や附帯料金率表以外の附帯業務を含む。)を求められた場合は、実費によります。

- (附帯金の種別)
- 附帯料金の種別ごとの適用は、次のとおりとします。
    - 品代金取立料  
品代金取立の依頼を受けたコンテナ貨物について適用します。
    - 着払手数料  
運賃料金の支払いが着地払となるコンテナ貨物について適用します。
    - 移送料  
集貨、配達または出入庫に関連して移送作業を行う場合に適用します。なお、移送距離は、車側又は倉庫の戸口をもって、起点または終点とします。
    - 保管料  
コンテナ貨物の託送前または到着後に保管を依頼された場合に適用します。なお、計算日数は、次によります。
      - 発送料は、貨物を受取った日から発送した日の前々日迄の日数
      - 到着貨物は、貨物が到着した日の翌々日から荷受人に貨物を引渡した日迄の日数
    - 指図書手数料  
コンテナ貨物を託送した後、荷受人変更等の指図の依頼を受けた場合に適用します。
    - 証明書発行手数料  
配達証明書等、証明書の発行の依頼を受けた場合に適用します。
    - 貨物の荷造り、仕分け、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業に伴う費用は附帯作業料を収受します。類似業務につき別に定めがあるときは、これを準用することがあります。

- (附帯料金の計算方)
- 附帯料金の計算方は、次によります
    - 附帯料金は、附帯料金率表により発送、到着ごとに計算します。ただし、移送料および保管料については、所定料金率を50パーセント以内増減したもより計算することができます。
    - 附帯料金率表によって計算した金額の最後に生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げます。(消費税導入に伴う運賃料金の加算方法)

12. 消費税の加算は、次によります。
- 運賃および料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
  - 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

- (その他)
- この運賃および料金に関し、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で当事者の取り決めまたは慣習によります。

別表

冬期作業割増	
地区区分	駅名
A地区	苫小牧貨物、東室蘭、函館貨物、山形ORS、郡山(夕)、東福島ORS、仙台(夕)、岩沼、石巻港、仙台港、仙台西港、小名浜、古川ORS、新潟(夕)、酒田港、北長野、岡谷新営業所、南松本、南福井、敦賀港新営業所、富山貨物、金沢(夕)、高岡貨物、湖山ORS、伯耆大山、東松江新営業所
B地区	帯広貨物、釧路貨物、中斜里ORS、名寄ORS、北旭川、北見、滝川、小樽築港ORS、札幌(夕)、富良野、水沢、盛岡(夕)、八戸貨物、東青森、秋田貨物、横手新営業所、大館、弘前新営業所、羽後本荘ORS、会津若松ORS、黒井、柏崎ORS、中条ORS、南長岡、青海ORS